

## 地方創生の連携に関する協定書

遠野市と裕毛屋企業股份有限公司は、地方創生に関し、次のとおり連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、遠野の地域資源を活用した健康産業の推進及び相互の発展に資することを目的とする。

### (遠野市の取り組み)

第2条 遠野市は、次に掲げる事項について連携・協力をする。

- (1) 健康に配慮した遠野の商品の紹介
- (2) 日本のふるさと遠野の文化の紹介

### (裕毛屋企業股份有限公司の取り組み)

第3条 裕毛屋企業股份有限公司は、次に掲げる事項について連携・協力をする。

- (1) 遠野市の地域資源を活用した商品の販売機会の提供
- (2) 遠野市の観光宣伝の機会の提供

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成33年3月31日までとする。

### (その他)

第5条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議のうえ解決するものとする。

平成28年11月15日

遠野市 

裕毛屋企業股份有限公司 